



静岡労働局発表  
平成30年6月8日

(照会先)

担 当	静岡労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 和田 久
	主任監察監督官 廣瀬 格也
	電話 054-254-6352

## 労働基準監督官による立ち入り調査等の結果、 6割を超える事業場で改善を勧告、指導等

～ 法違反で最も多かったのが労働時間関係（885事業場）～

～ 労働基準監督署が労働時間制度の相談に丁寧に対応します～

静岡労働局（局長 高森 洋志）は、管下7労働基準監督署における平成29年の定期監督等（ ）の実施結果を以下のとおり、とりまとめました。

定期監督等とは、労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に基づき定期的に又は労働災害発生等を契機として事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合にはその改善を勧告、指導または行政処分を行うものです。

### 1 年間の監督指導結果の概要（別添1参照）

- |            |                            |              |                            |
|------------|----------------------------|--------------|----------------------------|
| (1) 実施件数   | 3,374 事業場                  |              |                            |
| 業種別        | 建設業 1,391 事業場              | 製造業 947 事業場  | 商業 306 事業場                 |
| (2) 違反事業場数 | 2,108 事業場                  |              |                            |
| 業種別        | 製造業 755 事業場                | 建設業 629 事業場  | 商業 227 事業場                 |
| (3) 違反率    | 62.5%（違反率は上記項目（2）÷（1）で算出）  |              |                            |
| 内容別        | 労働時間 753 事業場...（違反率 22.3%） | 安全基準 587 事業場 | 割増賃金 510 事業場...（違反率 15.1%） |
|            | ...（違反率 17.4%）             |              |                            |

以上のとおり、定期監督等を実施した3,374の事業場のうち、62.5%の事業場で法違反が認められました。昨年同様6割を超えており、未だ高い水準にあります。

本年度静岡労働局では、1か月当たり80時間を超える時間外労働・休日労働が行われていると考えられる事業場等に対して徹底した監督指導を実施し、重大又は悪質な事案には、司法処分を含め厳正に対処してまいります。

また、働き方改革の推進に向けて、時間外労働協定の適正な締結等の労働時間制度に係る関係法令や、平成29年1月に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」などについて、中小企業・小規模事業場に対するきめ細かな相談・支援等を行ってまいります。

## 2 「過重労働解消キャンペーン」期間中の重点監督結果の概要（別添2参照）

- (1) 実施件数 **321 事業場**  
このうち、161 事業場（50.2%）に労働基準関係法令違反が認められた
- (2) 主な違反内容 [2(1)のうち、法令違反が認められ是正勧告書を交付した事業場]  
違法な時間外労働があったもの **79 事業場（24.6%）**  
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が  
月 80 時間を超えるもの **49 事業場（62.0%）**  
うち、月 100 時間を超えるもの **30 事業場（38.0%）**  
うち、月 150 時間を超えるもの **6 事業場（7.6%）**  
賃金不払残業が認められたもの **13 事業場（4.0%）**  
過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの **22 事業場（6.9%）**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [2(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]  
過重労働による健康障害防止措置が  
不十分なため改善を指導したもの **247 事業場（76.9%）**  
うち、時間外・休日労働を月 80 時間 以内に削減するよう指導したものの  
**126 事業場（51.0%）**  
脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月ないし 6 か月間にわたって、  
1 か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症の関連性が  
強いとの医学的所見があるため。  
労働時間の把握が不適正なため指導したもの **36 事業場（11.2%）**

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求があった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる 321 事業場に対して集中的に実施したものです。

その結果、以上のとおり 161 事業場（全体の 50.2%）で労働基準関係法令違反を確認し、そのうち 79 事業場（24.6%）で違法な時間外労働が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。

静岡労働局においては本年も、11 月の「過労死等防止啓発月間」における集中的な啓発活動等を展開するとともに、昨年同様の監督指導と併せ、長時間労働の是正を図ってまいります。

## 1 概要

平成 29 年 1 月から 12 月までの 1 年間に管下 7 労働基準監督署では、3,374 事業場に対して定期監督等を実施しました。そのうち 62.5% (対前年比 2.5 ポイント減少) 2,108 事業場で労働条件や職場の安全衛生に関する法違反が認められました。(表 1 参照)

## 2 各業種における定期監督等実施事業場数及び違反事業場数

定期監督等の実施事業場数は、多い順に、建設業 1,391 事業場 (前年 1,360 事業場)、製造業 947 事業場 (前年 1,188 事業場)、商業 306 事業場 (前年 317 事業場)、接客娯楽業 190 事業場 (前年 191 事業場)、保健衛生業 149 事業場 (105 事業場) となりました。

次に違反事業場数を見ると、多い順に、製造業 : 755 事業場 (違反率 79.7%)、建設業 : 629 事業場 (違反率 45.2%)、商業 : 227 事業場 (違反率 74.2%)、接客娯楽業 : 140 事業場 (違反率 73.7%)、保健衛生業 : 109 事業場 (違反率 73.2%) となりました。(表 1 参照)

また、違反率が高い順では、監督件数自体が 50 件未満の清掃業 (違反率 91.2%) を除くと、運輸交通業 (違反率 81.4%)、製造業 (違反率 79.7%)、商業 (違反率 74.2%)、接客娯楽業 (違反率 73.7%)、保健衛生業 (違反率 73.2%) でした。

違反率の前年との比較では、全業種計 62.5% (前年違反率 65.0%) が 2.5 ポイント減少し、業種別の状況をみると、接客娯楽業 73.7% (前年違反率 78.5%) が 4.8 ポイント、保健衛生業 73.2% (前年違反率 78.1%) が 4.9 ポイントとそれぞれ減少しましたが、運輸交通業 81.4% (前年違反率 78.0%) が 3.4 ポイント、製造業 79.7% (前年違反率 78.6%) が 1.1 ポイント、商業 74.2% (前年違反率 73.5%) が 0.7 ポイントとそれぞれ増加しました。

## 3 監督指導における主要な法違反の状況

### (1) 労働条件関係

主要な法違反としては、

労働時間 (時間外労働及び休日労働に関する協定が未締結である。又は同協定による限度時間を超過している)

違反率 22.3% (753 事業場) : 前年比 0.8 ポイント増加

割増賃金（時間外・休日・深夜労働などに対する割増賃金を支払っていない等）

違反率 15.1%（510 事業場）：前年比 0.9 ポイント増加

労働条件明示（雇入れ時の労働条件通知書が交付されていない等）

違反率 9.0%（305 事業場）：前年比 1.7 ポイント減少

就業規則（作成や変更がされていない。又は、労働基準監督署へ届出されていない）

違反率 8.0%（270 事業場）：前年比 0.8 ポイント増加

などとなっています。（表 1、表 2 参照）

## （2）安全衛生関係

主要な法違反としては、

安全基準（巻き込まれのおそれがある箇所にカバーを設けるなどの措置が行われていない等）

違反率 17.4%（587 事業場）：前年比 0.8 ポイント減少

健康診断（一般健康診断、有害業務に関する健康診断が行われていない）

違反率 14.8%（501 事業場）：前年比 2.3 ポイント減少

定期自主検査（プレス機械、フォークリフトなどの機械設備等の定期自主検査を行っていない）

違反率 6.4%（216 事業場）：前年比 1.2 ポイント減少

などとなっています。（表 1、表 2 参照）

また、機械設備等に関する労働安全衛生法違反のうち、労働災害の危険が特にあることから早急に改善が求められるものに対して措置する使用停止等命令の行政処分は 143 件となっています。（前年 119 件）

## 4 監督指導における具体的事例（労働時間関係）

事業場は、時間外労働に関する協定の月の限度を超えて労働者に月 100 時間を超える（最大月 194 時間）時間外労働を行わせていたが、労働基準監督官による監督時にこの事実を隠蔽するため、労働時間管理にタイムカードを使用していたにもかかわらず、既にこれを廃止し使用者により現認し記録している旨虚偽の申し立てを行い、時間外労働が当該協定の範囲内となる虚偽の資料を提示したものの。

## 主な業種における法違反の事業場数

(平成29年1月～12月)

静岡労働局

事業場数 業種	定期 監督等 実施件数	違反事業場数(下段は違反率)								
		労働時間	割増賃金	労働条件明示	就業規則	賃金不払	安全基準	健康診断	定期自主検査	
全業種計	3,374	2,108	753	510	305	270	131	587	501	216
		62.5%	22.3%	15.1%	9.0%	8.0%	3.9%	17.4%	14.8%	6.4%
製 造 業	947	755	370	220	136	119	65	238	254	176
		79.7%	39.1%	23.2%	14.4%	12.6%	6.9%	25.1%	26.8%	18.6%
建 設 業	1,391	629	33	40	17	12	7	310	19	17
		45.2%	2.4%	2.9%	1.2%	0.9%	0.5%	22.3%	1.4%	1.2%
運輸交通業	113	92	74	17	15	13	6	9	24	4
		81.4%	65.5%	15.0%	13.3%	11.5%	5.3%	8.0%	21.2%	3.5%
商 業	306	227	94	67	59	34	19	14	78	8
		74.2%	30.7%	21.9%	19.3%	11.1%	6.2%	4.6%	25.5%	2.6%
教育研究	52	30	15	13	2	7	2	0	9	1
		57.7%	28.8%	25.0%	3.8%	13.5%	3.8%	0.0%	17.3%	1.9%
保健衛生業	149	109	35	41	12	22	11	0	34	0
		73.2%	23.5%	27.5%	8.1%	14.8%	7.4%	0.0%	22.8%	0.0%
接客娯楽業	190	140	72	65	39	36	4	5	54	2
		73.7%	37.9%	34.2%	20.5%	18.9%	2.1%	2.6%	28.4%	1.1%
清 掃 業	34	31	13	10	2	8	1	5	8	4
		91.2%	38.2%	29.4%	5.9%	23.5%	2.9%	14.7%	23.5%	11.8%
その他の事業 (派遣業など)	124	65	28	25	14	15	13	1	17	1
		52.4%	22.6%	20.2%	11.3%	12.1%	10.5%	0.8%	13.7%	0.8%

(主な業種の状況)

\*「主な業種の状況」は、全業種を記載していないので、合計しても「全業種計」と一致しない。

\*「違反事業場数」の違反項目全てを記載していないので、合計しても「違反事業場数」の合計と一致しない。

主な業種の法違反の内容(平成29年1月～12月)

表2

	年	定期監督等 実施件数	違反率 (%)	労働基準法違反					労働安全衛生法違反								
				労働 条件 明示	労働 時間	割 増 賃 金	就 業 規 則	賃 金 不 払	作 業 主 任 者	安 全 基 準	衛 生 基 準	定期 自 主 検 査	安全 衛生 教育	就 業 制 限	作 業 環 境 測 定	健 康 診 断	
製造業	29	947	79.7%	14.4%	39.1%	23.2%	12.6%	6.9%	11.9%	25.1%	10.3%	18.6%	4.1%	2.7%	6.7%	26.8%	
	28	1,188	78.6%	17.2%	35.8%	20.1%	9.9%	7.4%	9.1%	23.9%	10.4%	19.4%	5.3%	2.2%	5.7%	27.7%	
鉱業 (主に採石業)	29	10	30.0%	10.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.0%	30.0%	0.0%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
	28	2	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
建設業	29	1,391	45.2%	1.2%	2.4%	2.9%	0.9%	0.5%	4.9%	22.3%	0.5%	1.2%	0.3%	0.5%	0.1%	1.4%	
	28	1,360	47.9%	1.5%	1.8%	1.9%	0.5%	0.7%	4.4%	23.3%	1.2%	1.0%	0.5%	0.3%	0.1%	1.7%	
運輸交通業	29	113	81.4%	13.3%	65.5%	15.0%	11.5%	5.3%	0.0%	8.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.9%	0.0%	21.2%	
	28	91	78.0%	20.9%	56.0%	20.9%	8.8%	6.6%	0.0%	13.2%	1.1%	7.7%	0.0%	0.0%	0.0%	27.5%	
商業	29	306	74.2%	19.3%	30.7%	21.9%	11.1%	6.2%	0.3%	4.6%	0.7%	2.6%	1.0%	1.6%	0.0%	25.5%	
	28	317	73.5%	15.5%	29.0%	24.9%	18.6%	6.0%	0.6%	3.8%	0.3%	2.2%	0.3%	0.9%	0.6%	28.4%	
教育研究	29	52	57.7%	3.8%	28.8%	25.0%	13.5%	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%	0.0%	17.3%	
	28	47	76.6%	23.4%	19.1%	34.0%	8.5%	6.4%	2.1%	2.1%	6.4%	2.1%	2.1%	0.0%	0.0%	25.5%	
保健衛生業	29	149	73.2%	8.1%	23.5%	27.5%	14.8%	7.4%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	22.8%	
	28	105	78.1%	8.6%	33.3%	37.1%	12.4%	13.3%	1.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%	2.9%	20.0%	
接客娯楽業	29	190	73.7%	20.5%	37.9%	34.2%	18.9%	2.1%	0.0%	2.6%	0.0%	1.1%	0.5%	0.0%	0.0%	28.4%	
	28	191	78.5%	32.5%	36.6%	26.2%	11.0%	11.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	36.1%	
清掃業	29	34	91.2%	5.9%	38.2%	29.4%	23.5%	2.9%	2.9%	14.7%	2.9%	11.8%	2.9%	8.8%	2.9%	23.5%	
	28	28	75.0%	17.9%	32.1%	17.9%	17.9%	0.0%	7.1%	17.9%	0.0%	10.7%	0.0%	0.0%	0.0%	17.9%	
全業種	29	3,374	62.5%	9.0%	22.3%	15.1%	8.0%	3.9%	5.5%	17.4%	3.3%	6.4%	1.5%	1.3%	2.0%	14.8%	
	28	3,498	65.0%	10.7%	21.5%	14.2%	7.2%	4.9%	5.0%	18.2%	4.3%	7.6%	2.1%	1.0%	2.2%	17.1%	

(注)違反事業場数を監督実施事業場数で除し、割合を%で示したものである。

## 平成29年度過重労働解消キャンペーンにおける重点監督実施状況

## 1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

## 重点監督実施状況

平成29年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、321事業場に対し重点監督を実施し、161事業場（全体の50.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが79事業場、賃金不払残業があったものが13事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが22事業場であった。

表1 重点監督実施事業場数

	重点監督 実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令 違反があった事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数			
			労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)	
合計	321 (100%)	161 (50.2%)	79 (24.6%)	13 (4%)	22 (6.9%)	
主な業種	製造業	99 (30.8%)	65 (65.7%)	35	5	9
	建設業	47 (14.6%)	18 (38.3%)	8	2	0
	運輸交通業	16 (5%)	10 (62.5%)	5	0	1
	商業	44 (13.7%)	24 (54.5%)	14	5	7
	教育・研究業	20 (6.2%)	8 (40%)	2	0	1
	接客娯楽業	31 (9.7%)	11 (35.5%)	5	0	0
	その他の事業 (注6)	40 (12.5%)	13 (32.5%)	3	0	3

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) カッコ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があったもの。〕の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕及び労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり100時間以上の時間外・休日労働を行った労働者から、医師による面接指導の申出があったにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表2 事業場規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
321	76 (23.7%)	96 (29.9%)	60 (18.7%)	43 (13.4%)	40 (12.5%)	6 (1.9%)

表3 企業規模別の重点監督実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
321	18 (5.6%)	35 (10.9%)	26 (8.1%)	46 (14.3%)	59 (18.4%)	137 (42.7%)

## 2 主な健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

### (1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、247事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に係る調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施出来る仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に係る調査審議の実施
247	18	17	119	126	8	13

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）1月100時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者又は2ないし6月の平均で80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3）「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること」について、常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4）時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。

（注5）医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

### (2) 労働時間の適正な把握に係る指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、36事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）（ ）に適合するよう指導した。

表5 重点監督における労働時間の適正な把握に係る指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
36	22	1	16	0	0	0

（注1）指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。

（注2）各項目の括弧内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

### 3 重点監督により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった79事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、49事業場で1か月80時間を、うち30事業場で1か月100時間を、うち6事業場で1か月150時間を、うち0事業場で1か月200時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超 150時間以下	150時間超 200時間以下	200時間超
30	19	24	6	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、24事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、123事業場でタイムカードを基礎に確認し、70事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、125事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を確認し記録していた。

表7 重点監督実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法(注1)			自己申告制 (注2)
使用者が自ら現認 (注2)	タイムカードを基礎 (注2)	ICカード、IDカードを基礎 (注2)	
24	123	70	125

(注1) 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

(注2) 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。



## 労働基準監督署が労働時間制度の相談に丁寧に対応します

～県下全ての労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設置～

静岡労働局（局長 高森洋志）は、平成30年4月から県下全ての労働基準監督署（7署）に「労働時間相談・支援コーナー」を設置し、特に経営基盤が脆弱である中小企業・小規模事業者等を中心に、相談支援を実施しています。

「労働時間相談・支援コーナー」では、労働時間改善に向けて、特に中小企業事業主を対象に、時間外労働を含む労働時間全般、変形労働時間制度等の制度導入、長時間労働の削減に向けた取組、利用可能な助成金等に関する相談や照会等を行います。

さらに、上記コーナーにおける相談支援の他、個別訪問による法制度の説明や労働時間制度に関する説明会を実施するなど、中小企業・小規模事業者に対するきめ細やかな支援を実施します。



労働基準監督署における相談風景

（画像の一部を修正しています）

### 相談・支援コーナーの相談事例

36協定届の相談。

時間外労働については「特別条項」を設定し、最長で月100時間まで時間外労働が可能な協定となっておりますが、「これでは現在審議されている『働き方改革法案』のうち、36協定の上限規制が施行された際に対応できない。」との内容でした。

長時間労働になる理由として慢性的な「人手不足」を挙げられ、その理由は「若者が定着しない」ということが一番とのことでした。また、若者が去っていく理由については「仕事に必要なスキルがなかなか身につかず辞めていくケースが多い」とのこと。

そこで、相談・支援コーナーでは、ポリテクセンター静岡「生産性向上育成支援センター」を紹介し、スキル向上の一助になるのではと提言しました。また、総合的な「働き方改革」の推進のため、「静岡県働き方改革推進支援センター」への相談もお勧めいたしました。

### ～労働基準監督署長から事業主の皆様へ～

働き方改革に関しての取組については、事業主の皆さまは異口同音にその必要性は認められても具体的な取組としては非常に難しいことを述べられます。

働き方改革の取組に関しての提言は私も本当に難しいものであると感じておりますが、ご相談をいただければ労働基準監督署としても各々の企業の実状に応じた方策を一緒に考えさせていただきたいと存じており、そのことを通じて微力ながらも皆さま方のお役に立つことができればと考えている次第です。

そのため、「働き方改革セミナー」をハローワークと共同で開催しており、当署の場合はハローワーク静岡とハローワーク清水の会場にて毎月度説明を行っております。事前にハローワークに申し込みいただければ、どなたでも参加できますので、もし宜しければこの機会にご参加いただき、自社における働き方改革の取組の一助としていただければ幸いです。

（静岡労働基準監督署長 金子洋一）

事業主のみなさまへ



厚生労働省 静岡労働局

“働き方改革”企業と労働者の環境を一緒に考え支援します！

人手不足解消  
のための方法？

働き方改革を  
はじめたい！！

利用できる助成金  
方法がわからない？

派遣社員の待遇  
を見直したい！



賃金制度の見直し  
を検討したい

そんな疑問やお悩みをお持ちの事業主の皆さま

厚生労働省 静岡労働局 委託事業

静岡県働き方改革推進支援センター

STEP1

にご相談ください

STEP2

まずは電話・メール  
来所でお気軽にご相談

社会保険労務士や  
経営コンサルタントが  
お悩みをお伺いします **(無料)**

賃金制度等の見直しを  
お手伝い (希望制)

希望すれば直接企業に訪問して、賃  
金制度の見直し助成金について相  
談・助言を行います **(無料)**

※国の委託事業ですので**秘密は厳守**いたします。

相談窓口はこちら

静岡県働き方改革推進支援センター

〒420-0853

静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5F

〔 受託・運営 静岡県中小企業団体中央会 〕

開所時間：平日9時～17時

電話 0800-2005451 (フリーアクセス通話)

メールアドレス work@siz-sba.or.jp

企業の悩みに 電話相談・面談・訪問等  
静岡県働き方改革推進支援センターが無料で応じます！  
御遠慮なくご相談ください。

長時間労働の是正 時間外労働の削減 勤務時間の変更  
36協定や就業規則のアドバイスが欲しい！

魅力ある職場づくりのための取組をして人材確保、社員の定着を  
高め人手不足を解消していきたい！

賃金制度を見直し非正規雇用の労働者の待遇を改善したい。

新たな取組と助成金等を合わせて考えてみたい！

### 相談申込書

申込先 FAX 054-255-0673

企業名	
ご住所	〒 電話
ご担当者名	
E-Mail	@
相談内容	
お答えの方法	ご希望の回答方法にチェックしてください <input type="checkbox"/> FAXでの回答 <input type="checkbox"/> メールでの回答 <input type="checkbox"/> お電話での回答 <input type="checkbox"/> 訪問を希望

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。